	査によって検出限界以下であると認められたものであること。 二　除去したアレルゲン以外の栄養成分の含有量が、他の同種の食品の含有量とおおむね同程度であること。 三　食品の喫食の形態が、他の同種の食品の喫食の形態と著しく異ならないものであること。		三　除去したアレルゲンの代替物の名称 四　ビタミン及びミネラルの含有量 五　使用方法 六　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨 七　食事療法の一環として使用することが適当なものであって、多量摂取により疾病が治癒するものではない旨
無乳糖食品	次に掲げる全ての規格を満たすものであること。 一　食品中の乳糖又はガラクトースを除去したものであること。 二　乳糖又はガラクトース以外の栄養成分の含有量が、他の同種の食品の含有量とおおむね同程度であること。	乳糖不耐症又はガラクトース血症の者に適する旨	一　医師に乳糖又はガラクトースの摂取制限を指示された場合に限り用いる旨 二　乳糖又はガラクトースの代替物の名称 三　ビタミン及びミネラルの含有量 四　使用方法 五　無乳糖である旨の文字 六　乳たんぱく質を含む場合はその旨 七　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨 八　食事療法の一環として使用することが適当なものであって、多量摂取により疾病が治癒するものではない旨
総合栄養食品	1　次に掲げる全ての規格を満たすものであること。 一　疾患等により通常の食事摂取が不十分な者の食事代替品として、経口摂取又は経管栄養が必要な者が利用できるよ	食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品であって、疾	一　「総合栄養食品（病者用）」の文字 二　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨